

## 告 示

### 埼玉県病院事業告示第四号

次に掲げる告示は、令和三年三月三十一日限り、廃止する。

令和三年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 一 埼玉県病院事業出納取扱金融機関の指定（昭和五十年埼玉県告示第千四百七十二号）
- 二 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額（平成十五年埼玉県病院事業告示第六号）
- 三 埼玉県病院事業口座振替先金融機関の指定（平成十六年埼玉県病院事業告示第五号）
- 四 埼玉県病院局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業告示第五号）